文部科学省告示第七十六号

第 放 射 性 条第五号の 同 位 元素 規 等 定に に ょ 基づ る放 き、 射線 放射 障 害 性 の 防 同 位 止に関する法律施 元素等による 放 射 行令 (昭 線 障 害 の 和三十五年政令第二百五十九号 防止に関する法律施 行令第

平成十七年 六月 一日

条

第五

号

の

医

療

機

器

を

指

定する告示を次の

ように定める。

文部科学大臣 中山 成彬

放 射性 同 位 元素等に よる放射線障害の防止に関する法律施行令第一 条第五号の 医 療 機 器 を指定

する告示

放 射 性 同 位 元 素 等 に ょ る 放 射 線 障 害 の 防 止 に 関 はする法律 律 施 行 令 第一 条第五号の文部 i科学 大臣 が 厚 生

労 働 大 臣 又 は 農 林 水 産 大 臣 ح 協 議 L τ 指 定 す る 医 療 機 器 は 次 の ٢ お IJ とする。

用 機器 薬 事 であって、 法 施 行 令 人の 昭 和三十六年政令第十一号) 疾 病 の 治 療 に使用することを目的として、 別 表 第 — 器 具 器械 人体内に挿 の 項 第 十号に掲 入され げ た る も 放 射 の 性 人 物 体 質 診 内 か 療

5 再び 取 り出 す意 図を も たずに挿入されたものであって、よう素百二十五又は金百九十八を装備 7

いるものに限る。

附

則

平 成 十五年文部 科学省告示第百二十八号 (放射性 同位 元 素等に よる放う 射 線 障 害 の 防 止 に . 関 す 、る法律